

厚生労働省発薬食 0420 第 67 号
平成 24 年 4 月 20 日

薬事・食品衛生審議会会長
望月 正隆 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子

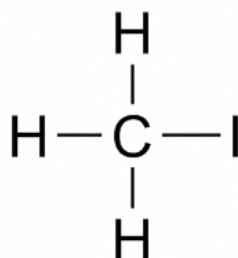
諮 問 書

下記の事項について、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

記

^{よう}沃化メチル及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく農業用品目への収載について

よう
沃化メチル及びこれを含有する製剤の毒物及び劇物取締法に基づく農業用品目への
収載について



CH₃I

CAS No. : 74-88-4

名称 (英 語 名) Methyl iodide、Iodomethane
(日本語名) よう
沃化メチル、ヨウ化メチル、ヨードメタン

経緯

上記化学物質は、毒物及び劇物指定令（昭和 40 年政令第 2 号）第 2 条第 1 項第 102 号の 2 に
劇物として指定されているが、農業用品目としては収載されていない。今般、事業者から、農業
用品目販売業の登録のみを持つ店舗においても、当該物質を取り扱えるようにするため、農業用
品目として収載されたい旨の依頼があった。

用途

農薬（くん蒸剤）

物理的・化学的性質

別添 1 を参照

毒性

別添 2 を参照

事務局案

よう
沃化メチル及びこれを含有する製剤については、「農業用品目」として収載することが適当であ
る。

【別添 1】

物理的・化学的性質（原体）

項目	
名称	(英 語 名) Methyl iodide (日本語名) 沃化メチル ^{よう}
CAS 番号	74-88-4
化学式	CH ₃ I
分子量	141.94
物理化学的性状	
外観	淡黄色液体
沸点	42℃
融点	−66.5℃
密度	2.27 g/cm ³ (25℃)
相対蒸気密度	4.90 (空気=1)
蒸気圧	39.39385×10 ³ Pa (20℃)
溶解度	水 : 13.13 g/L (20℃)、 オクタノール / 水 分配係数 (log P) : 1.48 (25℃)
引火性及び発火性	発火点 : 355℃
安定性・反応性	常温で安定。
換算係数	—
国連(UN)番号	2644 (METHYL IODIDE)
国連危険物輸送分類	Class 6.1 (毒物)、Packing group (容器等級) I
EC / Index 番号	200-819-5 / 602-005-00-9
EU-Annex I 分類	Acute Tox. 3 (H301 : Toxic if swallowed, H331 : Toxic if inhaled), Acute Tox. 4 (H312 : Harmful in contact with skin), Skin irritation 2 (H315 : Causes skin irritation), Carc. 2, STOT SE 3.

【別添 2】

毒性（原体）

試験の種類	供試動物等	試験結果	備考
急性経口毒性	ラット	LD ₅₀ : ♂ 79.84 mg/kg、 ♀ 131.98 mg/kg	OECD TG 401, US EPA OPPTS 870.1100, 59 農蚕第 4200 号 GLP 準拠
	マウス	LD ₅₀ : ♂ 155 mg/kg、 ♀ 214 mg/kg、 ♂, ♀ 179 mg/kg	OECD TG 401, US EPA OPPTS 870.1100, 59 農蚕第 4200 号 GLP 準拠
急性経皮毒性	ウサギ	LD ₅₀ : ♂, ♀ >2,000 mg/kg	OECD TG 402, US EPA OPPTS 870.1200, 59 農蚕第 4200 号 GLP 準拠
急性吸入毒性 (蒸気)	ラット	<u>LC₅₀ : ♂, ♀ 3.9 mg/L/4hr (=</u> <u>691 ppm/4hr)</u>	US EPA OPPTS 870.1300, * GLP 準拠
刺激性	ウサギ	皮膚腐食性 : ♂, ♀ なし (中 等度の刺激性)	OECD TG 404, US EPA OPPTS 870.2500, 59 農蚕第 4200 号 GLP 準拠
	ウサギ	眼刺激性 : ♂, ♀ 強度の刺激性	OECD TG 405, US EPA OPPTS 870.2400, 59 農蚕第 4200 号 GLP 準拠

* : 農薬の登録申請に係る試験成績について（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）（別添）「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」3. 2-1-3

(参考資料)

「^{よう}沃化メチル及びこれを含む製剤」の農薬用品目への収載及び除外の経緯

- 昭和 40 年 1 月 29 日
 - ・ 農薬登録
- 昭和 40 年 10 月 25 日
 - ・ 劇物に指定（毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（昭和 40 年政令第 340 号））
 - ・ 農薬用品目販売業の登録を受けた者が販売できる劇物として規定（毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（昭和 40 年厚生省令第 48 号））
- 昭和 49 年 1 月 29 日
 - ・ 農薬登録の失効「アイオピクリン（登録番号第 6689 号）」（農薬登録の更新を行わなかったため。）
- 平成 11 年 9 月 29 日
 - ・ 農薬登録がないため、農薬用品目販売業の登録を受けた者が販売できる毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」という。）別表第一から削除（毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成 11 年厚生省令第 84 号））
- 平成 16 年 11 月 2 日～
 - ・ 農薬登録「検疫専用ヨウ化メチル（登録番号第 21407 号）」（平成 16 年 11 月 2 日）
 - ・ 農薬登録「マイヒューム（登録番号第 21946 号）」（平成 19 年 4 月 11 日）
 - ・ 農薬登録「ヨーカヒューム（登録番号第 22462 号）」（平成 21 年 9 月 28 日）
 - ・ 農薬登録「くり専用ヨーカヒューム（登録番号第 22463 号）」（平成 21 年 9 月 28 日）
- 平成 23 年度～
 - ・ 農薬用品目販売業の登録を受けた者が販売できる規則別表第一に規定するための検討。